

第2章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

現行の試験制度は、平成15年の公認会計士法改正において、試験の質を確保しつつ社会人を含めた多様な人材が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

【参考】平成15年公認会計士法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③一定の要件を満たす実務経験者、会計専門職大学院修了者などに対する試験科目の一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験の実施に関する事務は審査会が行っているが、試験監督等は各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない（P30資料2－1参照）。

ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期
年2回（例年、12月上中旬、5月下旬）
- ・ 試験科目
財務会計論、管理会計論、監査論、企業法
- ・ 合格基準

総点数の 70%を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その満点の 40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って 33%の人数に当たる者と同じの得点に満たない者は、不合格となることがある。

《合格基準の推移》

R3 年	R4 年		R5 年		R6 年		R7 年		R8 年
—	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回
62%	68%	73%	71%	69%	75%	78%	72%	72%	75%

(注) 令和 2 年までの合格基準：上記得点比率を上回っていても、試験科目のうち 1 科目でも、その満点の 40%の得点を満たさないものがある場合は不合格となることがある。

【参考】短答式試験科目の全部又は一部免除について

大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者は、申請により、短答式試験の免除を受けることができる。また、短答式試験合格者は、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

さらに、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等については、申請により、試験科目の一部の免除を受けることができる。

なお、短答式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の試験科目の合計得点の比率によって合否が判定される。

イ 論文式試験

- ・ 実施回数・時期
年 1 回（例年、8 月中下旬）
- ・ 試験科目
必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法
選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目
- ・ 合格基準
52%の得点比率を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。
なお、論文式試験は、各受験者の答案を複数の試験委員により採点しており、各受験者の得点は、当該受験者の素点（点数）がその採点を行った試験委員の採点結果の平均点から、どの程度離れた位置にあるかを示す数値（偏差値）により算定している。

《合格得点比率の推移》

R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
51.5%	51.6%	52.0%	51.9%	52.2%

(注) 試験科目のうち 1 科目でも、その得点比率が 40%に満たないものがある場合は不合格となることがある。

《合格者等の推移》

	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
出願者	14,192 人	18,789 人	20,317 人	21,573 人	22,056 人
論文式合格者	1,360 人	1,456 人	1,544 人	1,603 人	1,636 人
最終合格率	9.6%	7.7%	7.6%	7.4%	7.4%

(注) 出願者の人数は、短答式試験の第 I 回及び第 II 回のいずれにも出願した者を名寄せして集計。

【参考】論文式試験科目の一部免除について

大学等において 3 年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者、税理士資格取得者等については、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

また、論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（注）。

なお、論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点比率によって合否が判定される。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を論文式試験一部科目免除資格取得者としている。

(3) 公認会計士試験のバランス調整

現在の公認会計士試験は、受験者数が増加する中で、短答式試験の合格率が低下するなど、短答式試験と論文式試験のそれぞれの試験の位置づけ・役割からしても課題があり、合格者の資質や能力の確保にも懸念が生じ得る状況にある。

また、平成 18 年に公認会計士試験が現在の形式の試験（新試験）となってから約 20 年が経過する中で、監査業務における英語との関わりの拡大や監査業務における IT の活用など、公認会計士を取り巻く状況が変化しており、それに伴い、公認会計士や公認会計士試験の合格者に求められる知識や能力も拡大している。

これら公認会計士試験や公認会計士を取り巻く環境の変化を踏まえ、審査会では、令和 7 年 6 月に「公認会計士試験のバランス調整について—受験者の能力のよりの的確な判定に向けた試験運営の枠組みや出題内容の見直し—」（P31 資料 2-2-1、P33 資料 2-2-2 参照）を取りまとめ、公

認会計士試験に関する諸課題に対応し、試験運営の改善を図っていくこととした。

その主な対応は以下のとおりである。

① 短答式試験と論文式試験の合格率の調整（論文式試験の合格基準の見直し）

より多くの受験者が論文式試験を受験し、論文式試験での適正な競争が行われるよう、論文式試験の受験者数（短答式試験の合格者数）を増加させ、それに伴い、論文式試験の合格基準の水準を、令和9年試験より3年から4年かけて段階的に引き上げる。

なお、短答式試験の合格者は、短答式試験の合格後2年間、短答式試験が免除され論文式試験を受験することができることから、令和8年試験より短答式試験の合格者数を増加させる。（これに先立ち、受験者数の増加等に伴い、令和6年試験及び令和7年試験において、短答式試験の合格者数は増加している状況となっている。）

② 短答式試験の1問あたりの配点及び試験時間等の調整

短答式試験において、受験者が十分に実力を発揮し、同時に、受験者の能力等をよりの確に判定できるよう、令和8年試験より、計算問題のある科目（財務会計論・管理会計論）において、問題数を増やし、1問あたりの配点の差を縮め、それに伴い各科目の試験時間の調整を行った。

③ 試験問題の出題や能力判定に係る課題への対応

試験の出題内容等についても、公認会計士に求められる知識や能力に応じて適切なものとする必要があることから、以下の対応を進めている。

ア 短答式試験と論文式試験の位置づけ・役割に応じた適切な出題

公認会計士は、財務書類の監査又は証明等を独占業務としており、会計や監査等に関する計算と理論の双方の知識や能力が求められることから、短答式試験と論文式試験の双方において、公認会計士に求められる能力を踏まえ、計算と理論の問題をバランスよく出題する必要がある。

このため、論文式試験において、令和8年試験より、思考力や論述力等を確認するため、一定の記述量を求める出題を行う。

イ 論文式試験の選択科目における能力判定の適正化

公認会計士試験の論文式試験で選択科目が設けられている趣旨からも、多様な試験合格者が輩出されていくために、どの科目を選択

したとしても公平に能力評価が行われるよう、各科目の難易度や得点換算方法等について検討を行っている。

ウ 公認会計士の業務や求められる能力の拡大に応じた出題

公認会計士の業務については、IFRS 適用企業の拡大やグループ監査への対応等により英語との関わりが拡大しており、それに伴い公認会計士には一定の英語の能力が求められるようになってきている。

このような状況を踏まえ、令和 7 年 12 月に「公認会計士試験における英語による出題の方向性について」(P51 資料 2－3 参照)を公表し、令和 9 年第 I 回短答式試験より、財務会計論・管理会計論・監査論の 3 科目において英語による出題を行うこと、その実施にあたっては、出題規模・出題範囲等について、受験者の負担を考慮したものとする等々の考え方を示した。

また、特に導入 1 年目は出題実績がないこともあり、どの範囲からどのような問題が出題されるか予想しづらく、受験者にとっては準備・対策を行いにくい状況にあると考えられる。そのため、受験者の負担等を考慮した上で英語による出題の円滑な導入を図ることを目的として、導入当初の令和 9 年の短答式試験における出題の規模と範囲を絞り、令和 10 年以降、試験の実施状況等も踏まえ、複数年かけて段階的に調整していくことを示した(令和 8 年 5 月 25 日に「令和 9 年公認会計士試験短答式試験における英語による出題に係る配点の割合及び出題範囲について」(P53 資料 2－4 参照)を公表)。

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 令和 7 年公認会計士試験 (P59 資料 2－5 参照)

令和 7 年公認会計士試験の実施スケジュール及び試験結果の概要は以下のとおりである。

《令和 7 年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	出願受付 開 始	出願受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	令和 6 年 8 月 23 日	令和 6 年 9 月 12 日	令和 6 年 12 月 8 日	令和 7 年 1 月 17 日
第 II 回 短 答 式	令和 7 年 2 月 3 日	令和 7 年 2 月 25 日	令和 7 年 5 月 25 日	令和 7 年 6 月 20 日
論 文 式	—		令和 7 年 8 月 22 日 ～24 日	令和 7 年 11 月 21 日

《試験結果の概要》

区 分	令和 7 年試験	(参考) 令和 6 年試験
出願者 (a)	22,056 人	21,573 人
短答式試験受験者	19,800 人	19,564 人
短答式試験合格者 (b)	2,409 人	2,345 人
短答式試験免除者 (c)	2,256 人	2,009 人
論文式試験受験者 (b+c)	4,665 人	4,354 人
最終合格者数 (d)	1,636 人	1,603 人
合格率 (d/a)	7.4%	7.4%

ア 出願者

令和 7 年公認会計士試験の出願者は、22,056 人となっており、前年の 21,573 人に比べ 483 人 (2.2%) 増加した。

イ 短答式試験合格者 (P67 資料 2-6、P68 資料 2-7 参照)

- ・ 短答式試験受験者 19,800 人
- ・ 短答式試験合格者 2,409 人

ウ 論文式試験合格者 (最終合格者)

- ・ 論文式試験受験者 4,665 人
 - うち令和 6 年の短答式試験合格者 2,409 人
 - 短答式免除者 2,256 人
- ・ 最終合格者 1,636 人
 - (合格率 7.4% (最終合格者数/出願者数))
 - (論文式試験合格率 35.1% (最終合格者数/論文式受験者数))

合格者を年齢別にみると、25 歳未満が全体の 62.8%を占め、平均年齢は 24.6 歳であった (最高年齢は 54 歳、最低年齢は 16 歳)。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 999 人 (構成比 61.1%)、「会社員」が 89 人 (構成比 5.4%) であった。女性の合格者は 392 人 (構成比 24.0%) となっている。

なお、論文式試験一部科目免除資格取得者 (注) は 669 人 (属人ベース) となった。

(注) 論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 56.1%。

(2) 令和8年公認会計士試験

令和8年公認会計士試験の実施スケジュール及び試験結果の概要等は以下のとおりである。

《令和8年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	出願受付 開 始	出願受付 締 切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短 答 式	令和7年 8月29日	令和7年9月18日	令和7年12月14日	令和8年1月23日
第Ⅱ回 短 答 式	令和8年 2月2日	令和8年2月24日	令和8年5月24日	令和8年6月19日
論 文 式	—		令和8年8月21日 ～23日	令和8年11月20日

＜令和8年第Ⅰ回短答式試験（令和7年12月14日実施）結果の概要＞

- ・ 出願者 16,181 人
- ・ 答案提出者 12,533 人
- ・ 合格者 1,525 人 (P69 資料2－8参照)

3. 公認会計士試験に係る情報発信等

審査会では、受験者の増加・裾野拡大を目的として、主に大学生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、会長・常勤委員等が、全国の大学等において、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っている。令和7年度においては、オンライン形式も併用し、16の大学で講演を実施した（P70 資料2－9参照）。

資本市場における会計・監査の重要性、公認会計士の使命、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、財務局等と連携し、全国の大学等における講演活動等を積極的に行うなど、広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく。

また、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を引き続き行っていく。

4. 今後の課題

(1) 公認会計士試験のバランス調整の実施

公認会計士試験のバランス調整を進めるにあたっては、受験者等の関係者の予測可能性を確保することが重要であり、見直しの具体的な内容や予

定等を事前に公表しつつ、引き続き円滑かつ着実な導入に取り組んでいく。

(2) 自然災害を踏まえた試験運営

近年の自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、これらの影響により、当日の試験実施が困難となる場合を想定した検討・準備を引き続き行う。

(3) 不正受験対策

他の資格試験等で近年不正受験事例が発生していることや、デジタル機器が発達・小型化している状況等を踏まえ、顔写真付き本人確認書類による本人確認や、携行品の見直しなど、不正受験の態様に応じた新たな不正受験対策を適時に実施していく。

(4) 公認会計士試験のデジタル化

令和7年試験から全ての出願においてインターネットが利用できるようシステム改修を行い、併せて出願方法をインターネット出願に一本化したところであり、受験者の利便性向上等の観点から、システム改修の検討を引き続き行う。

また、論文式試験の受験者が増加する状況を踏まえ、既に一部の科目において導入済みのデジタル採点^(注)について、採点負担の軽減のため、未導入科目への拡大や、採点方法の高度化・効率化についての検討を行う。

(注) デジタル採点とは、答案用紙をスキャナーで取込みデジタル画像化し、PC画面上に表示して採点する採点方法。

(5) CBT 試験の導入に関する検討

公認会計士試験のデジタル化に関連し、司法試験等において令和8年試験からCBT (Computer Based Testing) 方式の導入が予定されていることを踏まえ、受験者の利便性向上や採点負担の軽減等の観点から、同方式による試験の実施について検討を行う。

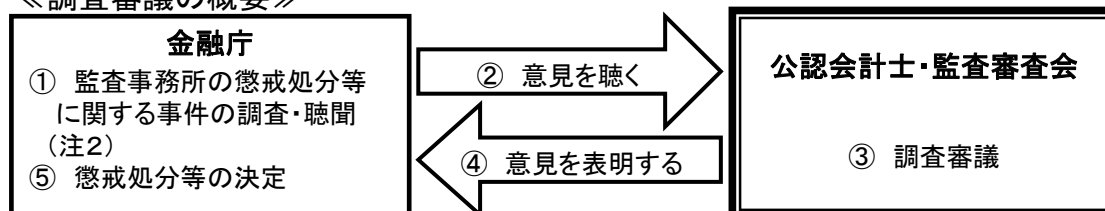
なお、公認会計士試験でのCBT試験の導入に関しては、受験者数が多く、試験会場・設備の確保に係るコストが増加することや、試験問題の形式・内容等をCBT方式に適したものに見直す必要があることなど、固有の課題も存在する。このため、他試験の導入状況等も踏まえつつ、試験の特性に応じた在り方について検討を進める必要がある。

第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要

金融庁長官が監査事務所に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、監査事務所が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

2. 事案の概要

令和7年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は2件であり、その概要は以下のとおりである。

《審議状況》

審議を行った審査会		処分対象
事案1	第506回審査会（令和7年6月12日）	公認会計士1名
事案2	第515回審査会（令和7年10月23日）	公認会計士4名

事案1

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案（信用失墜行為）に関し、調査審議を行い、金融庁長官

の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和 7 年 6 月 20 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

1. 懲戒処分の対象者及び内容

・ 公認会計士 A

業務停止 1 月 (令和 6 年 6 月 24 日から令和 7 年 7 月 23 日まで)

2. 処分理由

上記 1 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号) の規定に基づく税理士業務の停止処分 1 月を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 2

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士 (4 名) に対する懲戒処分事案 (信用失墜行為) に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和 7 年 10 月 31 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

1. 懲戒処分の対象者及び内容

・ 公認会計士 A

業務停止 4 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 3 月 4 日まで)

・ 公認会計士 B

業務停止 3 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 2 月 4 日まで)

・ 公認会計士 C

業務停止 3 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 2 月 4 日まで)

・ 公認会計士 D

業務停止 3 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 2 月 4 日まで)

2. 処分理由

上記 4 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法の規定に基づく税理士業務の停止処分 (A 公認会計士 1 年 9 月、B 公認会計士 1 年 7 月、C 公認会計士 7 月、D 公認会計士 2 年) を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。